

- ①500kg 以上のペイロードを 300km 以上運搬することができるロケット、無人航空機
- ②第二号イに該当する貨物（ペイロードを 300km 以上運搬することができるロケットに使用することができる貨物 [500kg 以上のペイロードを運搬することができるロケットに使用することができるものに限る。] ）
  - （一）多段ロケットの各段
  - （二）全力積が 841, 000N 秒以上の固体又は液体ロケット推進装置
- ③第二号ロに該当する貨物（500kg 以上のペイロードを 300km 以上運搬することができるロケット、無人航空機に使用することができる貨物）
  - （一）再突入機
  - （二）再突入機の熱遮へい体（セラミック又はアブレーション材料を用いたものに限る。）又はその部分品
  - （三）再突入機のヒートシンク又はその部分品
  - （四）再突入機用に使用するように設計した電子機器
  - （五）誘導装置であって、飛行距離に対する平均誤差半径の比率が 3. 33%以下のもの
  - （六）推力の方向を制御する装置

これらの開発又は試験に用いることができる製造用の試験設備及び開発時の試験装置であって、次のいずれかに該当するものが規制されている。

- ・イ項では、振動試験装置又はその部分品
- ・ロ項では、成層圏、大気圏上層を高速で飛行するロケット又は無人航空機の空力特性を検証するための風洞（空気力学試験装置）
- ・ハ項では、ロケット又はロケット推進装置の燃焼試験のための装置
- ・ニ項では、飛行状態をシミュレートするための振動環境試験装置（チャンバー）又は音響環境試験設備（チャンバー）として、
  - ①振動 +（温度 or 高度）の環境試験装置
  - ②音響 +（温度 or 高度）の環境試験装置
- ・ホ項では、ロケットの固体モータ等の非破壊検査をするために、加速電子をターゲット材へ衝突させ制動放射により電磁波（X線やγ線）を発生させるための電子加速器又はその電子加速器を含む非破壊検査用の装置
- ・ヘ項では、熱空気力学試験装置

#### 《注意事項》

上記貨物のために特に設計されたソフトウェアについては、外為令別表の4の項で規制されるので、併せてチェックのこと。